

傾
城
瀨
川
一
件

傾城瀨川一件

第一回

茲に江戸新吉原町松葉屋半左衛門抱の遊女瀨川 夫の敵を討しより大岡殿の裁許となり父の讐迄討孝貞の名を願す
 而已か遊女の鑑と稱られ夫が爲花街も繁昌せし由來を尋るに元大和國南都春日の社家大森隼人の次男にて右膳と云
 者有しが是を家督にせんと思父の隼人は右膳に行儀作法を習はせんと京都へ登せ堂上方へ宮仕させしに同家の女中
 お竹と云ふに密通なし末々の約束迄して居たりしを朋友の中にも其女に心を懸色々と云寄しが早晚大森右膳と深き中
 になり居ると云ふ事を聞甚だ妬ましく思ひ其事柄を主人へ告ければ不義は家の法度なりとて兩人共暇となりしかば
 右膳は女を親許より貰ひ受古郷の奈良へ連戻りに父は大いに立腹なし勘當せしかば止を得ず右の女と夫婦になり小
 細工などして暮せしに生質器用にて學問も出來其上醫道の心懸も有りし故森通仙と改名し外科を専らとして傍ら賣
 藥を賣ぎ不自由もなく世を送りし中女子一人を儲け名をお高とよびて夫婦の寵愛限りなく讀書は勿論絲竹の道より茶
 湯活花等に至るまで師を撰みて習はせしに取分書を好み童女に稀なる能書なりと人々も稱譽しけり此お高一體容貌美
 麗くして十五六歳に成し頃は類なき艶女なりと見る人毎に心をぞ迷しける中近隣の社人玉井大學の若黨に源八と云者
 ありしが常々通仙の見世へ來ては話などして出入りしに此者至て好色なれば娘お高を見初兩親の見ぬ時などは折々
 手を捕へ又は目顔にて知らせけるに兩親は只一人の娘なれば悪き蟲でも付てはならずと心を醒り母は娘の側を放れぬ
 やうにする故何分云寄に便なく源八は種々心を盡しけるが或時下男の與八と云者に酒を振舞小遣など與へて喜ばせ聲
 を潜めつゝ其方の主人の娘お高殿に我等豫々心を懸る所お高殿も氣のある容體なれども御母殿が猿眼をして居る故咄

も出来難ければ貴様に此文を渡す間能々人目を忍びお高どのへ渡し色よき返事を貰ひ吳よ此事首尾よく行かば禮は何程も爲んと云に與入は大いに悦びお高殿も最早十六なれば男に氣の有るは知れた事殊に貴様の男ぶりなれば出来る事は此與入が請合也と文を預り歸りしが或日兩親の居ぬ隙を考へ右の文を渡しければお高は容體を改め其方は主人の娘に戀の執持を爲事不埒千萬なり重ねて斯様なる事をなさば爲になるまいぞと嚴敷辱しめて文を返しけるに與入は案に相違し大いに困り果しが其儘にも爲難ければ早速に源入の方へ到り日頃は物柔かなる娘故歸もなく出来様と存せしが大きな間違ひにて斯々の次第實に御氣の毒千萬と云ながら文を返しけるに源入は一向腹をも立す否々未初戀のお高殿一度や二度では勿々成就すまじ氣永に頼むとて又々與入へ酒肴など振舞手拭雪駄等に至るまで心付或時は蕎麥など喰せて頼みしかば與入は又々文をお高へ渡種々源入が纏綿ふ様子を物語りければお高は大に憤り文を投付一言も云はず直に母へ右の事を話せしにぞ父も此事を聞然様の者は暇を遣すに如はなしと與入へは永の暇を遣はし其後源入が遊に來りし時皆々折目高に待遇ける故源入は手持無沙汰に惜々と立歸り是は彼の文の事を兩親の知りし故なりと深く遺恨に思ひけり

第二回

夫人の性は善なりと雖ども習慣に因て悪となると云又衆生は皆惡人なれど信心の徳に因て惡趣を放れ成佛得度なすとも云何様善惡相半すべし借も源入は彼の與入に暇の出たるは我故なり今は云寄手墓もなく成りしかば通仙夫婦の者に遺恨を晴さばやと思ひて竊に鹿を一足殺し通仙が表へ建掛て置きしを夜中の事故一人も知者なかりけり(兩都にては春日明神の愛し給ふとて古へより鹿殺は科重しと云ふ)翌朝所の人々見付けて立騒ぐ聲を聞き通仙の家内も起出て見るに鹿の斃て居る故早々町役人へ届け奈良奉行へ檢視を願ひ出でけるに通仙を呼出され吟味ありしかど素よ

り知らざる趣き明白也然れども外に心當りの者や有と種々尋問らるゝと雖も一向心當りもなしと申に奉行所に於ても其身が殺して己が家の前に置管は無ければ通仙に非ぬ事は知れながら本人出ざるゆゑ所拂ひとなりしかば通仙は是非なく京都へ引越南字を山脇と改ため以前の如く外科を業とすれども南都と蓮新規の場所故何事も思はしからず漸々に細き煙りを立居たるに或日家内の者愛宕へ參りける留宅へ盗人押入賣残りし少しの道具を奪取られ彌々難避に迫り又々大坂へ立越しが左右困窮に困窮を重ね終に通仙は病死し跡には母と娘のみ益々貧窮に迫りしが當頃鍋屋大和と云者狂歌に名高く俳名を貞柳と云ひしが此者通仙と入魂なりし故妻子の難儀を見兼ねて世話をなしける處尼ヶ崎の藩中に小野田幸之進と云人有りしが勸定頭を勤め主用にて常々大坂へ出金談等も取扱ひし故貞柳も懇意になり山脇が母子の様子を話し御家中内に相應の口も有らば御世話下されよ娘の年は十八にして容顔は沈魚落鴈羞月閉花とも謂つべき美人なりと申ければ幸之進も獨身者故大きに好もしく思ひ我等最早四十歳に近けれど先にて構ひなくば母子とも引取妻に致さんと云ふを夫は重疊何分にも御頼み申とて引合せしに大いに幸之進が心に適ひ母子共引取て大坂に差置不自由なき様に金銀を送り半年ばかり世話せしに疾主人の供にて江戸へ下るに付き母子にも路金井びに手形を渡し後より下り来るべしと申置きし故頼て支度を調へ東海道を下り豫て約束なれば深川の下屋敷へ到着致しけるに小野田は三年前に先妻は相果子供もなく住居も下邸の事なれば手廣き暮しに付母娘共大きに安堵して幸之進を大切に待遇けり夫より又半年程経過主用にて又々大坂へ登り尼ヶ崎へも立寄べき事有りて金四百五十兩を預り急の旅なれば駕籠より乗掛が宜しと供人も纏に引連てぞ登りける

第 三 回

借も小野田幸之進は主命に因て江戸屋敷を出立なし大坂へと赴く途中箱根も打越て江尻へ泊り急ぎの旅なれば翌曉

寅刻頃に出立しけるが江尻宿を放れて十町ばかり野合へ掛る處へ向ふより二人の旅人通り掛り幸之進が馬の脇を行違ふ時抜手も見せず右の片足をばつさり切落しければ幸之進はアツト云ひ様馬より落る處を起しも立ちす突殺す故馬士は仰天なし逃んと爲すを一人の旅人飛兎て是をも切殺すに供の男は周章狼狽後をも見ずして逃歸りける故頓て盜賊は宿籠を解明荷の中に在りし金四百五十兩并びに幸之進が胴巻の中にありし二十兩餘りの金と大小衣類迄も奪取行衛も知れず逃去ける依て彼の供人は江尻宿へ引返し宿役人へ斷り置死骸を改め飛脚を以て江戸表へ注進なし猶又其身も立歸りて委しく申立てければ大守よりは公儀へ御届けの上死骸は引取られしが大守は大いに怒れ武士たる者一太刀も合せず殺されて用金を奪ひ取られし事他聞も宜しからず當家の恥辱なりとて改易申付られ尤も憾を以て家財は家内へ興へられたれば通仙が後家お竹并びに娘お高は邸を追拂はれ富澤町に若松屋金七と云者幸之進と入魂故此者の方へ引移り世話になりけるが如何なる過去の因縁にや漸々小野田が方へ縁付安堵せしに間もなく又もや思ひの外の災難にて再び流浪の身となり親子涙の乾く隙なき所に廿日ばかり立申近所より出火と云程こそあれ大火となり若松屋金七も類焼しければ是までの如くは勿々世話にも成難く如何はせんと思ひし折柄竹本君太夫と云ふ淨璃璃語り金七が上方に在りし頃よりの知己にて火事見舞に來りしを幸ひ小野田が後家の身の上を頼ければ君太夫も大坂者ゆゑ一しほ思ひ遣り夫は嗚御難儀なるべし片田舎なれども當分御凌ぎに淺草今戸の町へ御越あれとて荷物を運送せ引移らせるに日數立つに隨ひお高は黙々思ふ様幸之進殿盜賊の手に掛り果給ひしは嗚御無念に在すらん殊更武士に有るまじき事と諸人に笑れ給ふ事如何にも口惜き次第なり我も女には生れたれども敵を討取幸之進殿に手向進らせ度一ツには行末永き浪人の身の上母公の養育にもさし支へるは眼前なり且敵を探るに女の身なれば多くの人に交際るには遊女に如事なし彼の節幸之進殿所持せられし大小印形に勿論衣類紙入胴巻は妻が縫たれば覚えあり是を證據に神佛へ誓ひを掛け尋ね出し敵を討て置くべきやと一心を込て君太夫に對ひ其許様には常々吉原へ入込給へば私の身を遊女に成れ其の身の代金にて

母の身の上を御世話下され度何分宜様に御取計ひ給はれと頼みければ君太夫感心は爲すものゝ又哀れを催し實に驚き入たる御志操なれども夫よりは貴嬢の御纏綴なれば御縁の口は何程も有るべし我等豫て頼置たれば先待給へと云ふに否縁付も氣兼が否なれば氣樂に遊女奉公を勤度と強て望むにより素より吉原は心安き所故松葉屋半左衛門方へ相談しけるに纏綴と云ひ藝と云ひ殊に歳頃も彼の望む處なれば年一杯二十八までの積にて目見しけるに大いに心に適ひ身代金百五十兩と取極君太夫が請人にて母の爪印も相濟新吉原松葉屋半左衛門方へぞ到りける

第 四 回

然程に新吉原松葉屋にては彼のお高を抱へ様子を見に書は廣澤を學び琴は生田流桐花は遠州流茶事より歌俳諧に至るまで是を知らずと云ふ事なく殊に容貌美麗く眼に千金の色を含み物事柔和にして名にし負ふ大和詞なれば人愛ありて朋輩の中も陸しく伶俐ゆゑ僅かの中に麻言葉外入文字の踏樣迄も覚えしかば松葉屋の喜悅大方ならず近き中に突出にせんとて名を選みしに初代の瀬川は大傳馬町の或大盡に根引せられ其後名を纏程の者なれば暫く絶たれども是迄瀬川に双ぶ全盛なし今度抱へしお高は元の瀬川に勝れるとも劣るまじとて瀬川と名を付け新造亮迄を選び突出しの仕着より茶屋々々の暖簾に至る迄も花々敷吉原中大評判故突出しの日より晝夜の客絶る間なく如何なる老人醜き男にても龜末に扱はざれば人々皆先を争ひ入り来る故實に松葉屋の大黒柱金箱と持はやされ全盛双ぶ方なく時めきける中早其年も暮て享保七年四月中旬上方の客仲の町の桐屋と云ふ茶屋より松葉屋へ上りけるに三人連にて歴々と見え歌浦八重咲幾世とて何も靈三の名懸遊女を上廿日程の中に十四五日續けて來りしに何も二日づつは居續けに遊びしが或時遣手若い者を呼て我等は八丁堀に旅宿して當分上方へは歸らぬ積り上方より御當地は勿々面白く來年にならば古郷は親類に預江戸住居に致さんと思ふなり夫に附て在所へ金五百兩程取に遣したり今茲には少しなれども四百兩

有れば五六日御亭主へ預けたし其仔細は我々江の島鎌倉へ參る間道中の邪魔になる故預けて行きたし頼み入と申ければ若い者遣手詞を揃へ御茶屋へ御預けなさるゝは格別此方にては御預かり申まじと云ひけるに其は大いに道理なり茶屋へも話し其の上にて預け申さん御亭主へ相談して給はれと申故松葉屋にても如何様上方の大盡なるべしと茶屋を呼右の話をなしたるに上方の衆は關東者と違ひ念を入候へば物を堅くする心ならんとて松葉屋桐屋共に立出對面に及びしかば大金を出し五六日預かり給はれと謂しに桐屋の亭主其御金は御宿へ御預けなされては如何に候やと云ふに彼の客然れば宿は懸意の者ゆゑ金銀を遣ふ事を異見致せば預ける事叶ひ難し其譯は金を遣ひなくしたりと偽り又々五百兩程在所へ取りに遣はしたれば此金は見せ難しとの口上ゆゑ松葉屋桐屋は金を遣はせるが商賣に付き然様に候はゞ御預り申さんと云ふを客は念の爲御兩所より一札を申受我々も念の爲預けたる證文を入れ申さんと硯を取寄一札を記載三人の名の下へ印を据て預りの一札と引換になし素より急がぬ旅なれど日和を見定め出立致さん夫迄は遊び暮すべしとて猶賑は敷ぞ居續ける其日は夕申刻時分にて瀬川が晝の客も歸り何か用の有りとして内證へ行きしに右の一札を女房に讀聞せ居たるを何心なく散りと見るに見知りたる書體と云ひ夫幸之進が印形に似たる故主人より借りて黙々見るに田原源八小笠原佐七後藤平四郎と云ふ名前にて夫の印形は平四郎と云ふ名の下に捺て有り借は此者こそ本夫を殺したる者なるべけれど思ひ此人は何屋より送られし客人なるやと聞けば女房答へて夫は桐屋からの客人なり金を四百兩預けられしが何れも歴々の人ならんと云ふをそこゝに聞なし我が部屋に到り身拵へして新造袴を引連兵庫屋へ行途中桐屋へ立寄歌浦さんの御客は上方の衆かと問は女房飛て出御前様の御言葉に能似て御出なさると云ふを聞き三人ながら上方ばかりか江戸の衆も一座かと問は御三人とも大津とか云ふ所の御方と答ふるを借は古郷を隠して大津と偽りしならんと思ひ若や知つた御方なるか三人の腰の物を見せてと云ふに女房は何の氣も付ず出して見せれば平四郎と云ふ者の脇差は紛ふ方なき夫幸之進が差料なり印形と云ひ脇差と云ひ敵は平四郎に極つたりと思ひ其平さんとやら

の女郎衆はと問ば八重咲様と云ふを聞き然あらぬ體に其所を立出兵庫屋迄行きしが急病と偽り先松葉屋へ立歸りて心靜に身拵へなし密と歌浦が座敷を覗ふに彼の三人は有頂天に成りて遊び戯ふれ居しが其中の一人は豫て知りたる源八なり是は歌浦が客と聞き素より心立悪き源八にて兩親の憂苦勞し給ふも渠ゆゑとは思へども敵にも有らぬ者を殺しては濟す印形と脇差が證據なれば平四郎こそ幸之進が敵なりと思ひ定めて座敷の引るを待居たり

第五回

早其夜も既に亥刻過皆々床へ入たる様子にて座敷々々も寂と成ければ瀬川は用意の短刀を隠し持八重咲の座敷へ行八重咲さん〜と呼に八重咲は何の氣も付ずアイと答へて廊下へ出るを何か用を頼み外へ遣置急立心を鎮めて覗見るに平四郎は夜具に凭れて鼻唄を唄ひ居るにぞ能御出なんしたと屏風の中に入主に御聞申事が有と布圍の上へ上りけれども何の氣も付ぬ處を夫の敵覺えたかと云さま彼の懐劍を胸腹へ突込しかば平四郎はアツト聲立仰向に倒れ七轉八倒なす故隣の座敷は源八歌浦なれば此聲に驚き馳來るを己れも逃さぬぞと源八へ突掛るに源八は思ひも寄ぬ事なれば驚き周章右の手を出して双物を撃取んとせし處を切深く二の腕を突貫されヤアと躊躇を隨さず咽喉へ突貫さんとしけれども手先狂ひて頬より口まで斬付たり源八悶ながら顔を見ればお高なりしにぞ南無三と蹴倒して其所を飛出し連の佐七と俱に後をも見ずして逃行けり然ば松葉屋の二階は天地も覆へるばかりの騒ぎになり主半左衛門を始として皆々二階へ駈來り見るに平四郎は朱に築苦痛の有縁にのた打廻り居る傍らに瀬川は懐劍を逆手に持し德氣を失ひて倒れ居たりしかば是は何事ならんと氣付を與へて様子を聞に敵討なりと申故半左衛門大いに驚き早々町役人を招き相談に及ぶ中若松屋金七竹本君太夫并に瀬川の母も駈來り皆々様子を聞て天晴の手柄なりと喜びしが連の二人を逃したる事口惜と云に半左衛門否々事故もなく殺さば連の二人が一座を遁るゝ管なし何か身に覚え有ればこそ姿を隠せしと見

えたりと云申疾夜も明渡りしかば早速町奉行大岡越前守殿へ訴へ出けるに檢使の者來りて疵を改め手負の者に様子を聞共一向言舌分り兼宿も知れざれば其儘手當をさせ置瀨川の口書を取て檢使は立歸り右の趣き申立しに大岡殿逃たる手負は深手か淺手かと尋ねられるれば二の腕は深く顔の疵は少ならんと瀨川申候と云を聞れ借々女には落付たる答なり市中廻の者に下知なし疵を證據に召捕候へと申渡され夫より瀨川井に母お竹請人君お太夫松葉屋桐屋以下呼出され瀨川の本夫と云は何者なるやと尋問らるゝに瀨川は憤んで首を上置尼ヶ崎の藩中小野田幸之進と申者にて主用有之上方へ登り候時江尻宿にて盜賊の爲に切害に逢主人の金四百五十兩并に其身用意の金二十兩衣類大小まで奪ひ取られ家も斷絶仕つりしのみか盜賊の爲に殺害致されしは武士の恥辱とて一家中幸之進の嚙以ての外宜からず如何にも口惜く存候まゝ神佛へ誓を掛漸く敵を討て候と申立しかば大岡殿不審に思はれ其方敵の面體豫て見覺え居たるや覺束なしと有しに瀨川其事は上方の客三人半左衛門へ金四百兩預け候とて證文を取替せしに後藤平四郎と申名の下に捺たる印形は幸之進の實印に相違なく然れども夫ばかりにて定め難しと存茶屋へ參り腰の物を改め見候に本夫の脇差を所持致し居に付彌々敵に相違なしと存討果して候と答へるを大岡殿聞かれ何様道理なる申分なり然ど今一人に斬付たりと有は是も敵なりやと尋ねらるゝに瀨川否其者は源八と申て同郷の者にて私しへ不義を申掛候而已ならず私し親どもへも甚だ迷惑を掛一體志操宜しからぬ者に付同惡と存殊に仇討の節妨げ致し候故是非なく疵を付候と申ければして又其方敵討致さん爲に遊女奉公を勤めしや外に謂れ有歟と問るゝに瀨川其儀は御燈の通りの老母一人有之君太夫とても永々世話に相成居も心苦敷又金七と申者も火難に逢氣の毒に候故相談の上遊女奉公仕つり其金を以て母の養育に當候と少しも滞ほりなく申立る體如何にも誠心に見えければ大岡殿大いに感じられ其方事女には稀なる志操なり追々取調べ遣はさんとて一件相濟迄瀨川は主人へ預け申付られ皆々下られけり夫より大岡殿源八七が人相疵等を證據に役人に申付られ江戸近在迄も探案あると雖も一向行方知ざりけり

第 六 回

大岡殿或時役人を呼れ瀬川一件の盜賊共數日になれども更に行方知れず因て其方共名主へ掛り江戸中の外療醫を吟味して見よ似寄の者あるべきぞと指揮ありしに付八方へ分れて名主へ掛り外療醫者を呼出し取調べ有しに向右體の怪我人見當らざる由を申により又外々の名主へ掛り尋けるに下谷廣小路に道達とて表へは賣藥見世を出し置外療醫をなす者の申口に當月廿二日の夜丑滿頃待ひ體の者二人戸をこぢ明て入來り一人は拔身を持一人は私しを捕て此疵を療治致せ然もなくば切殺と申候に付據る無療治致し膏藥を遣し候處本復次第に體すと云て行方も知れず出行候と申ければ役人住所は何處とも云ざりしかと問ふに道達夜中に押込候程の者共に候へば一向名や所は申さずと答ふるにぞ大概其者ならんと思へども手疵は何方なりやと尋ねるに頼より口まで一ヶ所二の腕四寸ばかり突疵之あり兩處ともに縫候と申ければ夫にて分明たりとて其段申立しかば大岡殿暫時考へられ非人小屋又は大寺の縁の下其外常々人の住ぬ明堂などに心を付よと申渡されしに付役人は八方に眼を配り諸所を尋ねしに向知れざりしが原田平左衛門と云市中廻の同心或夜亥刻過根津の方より歸り懸池の端へ來懸りしに誰やらん堀を越垣を乗越て上野の山内へ入者ありしかば大いに怪み田村權右衛門へ申斷り内密に清水門より入りて見廻けるに夫ぞと思ふ事もなければど中堂の縁の下何となく怪し氣に思はるゝ故傍邊へ身を潜めて窺ひ居たりしに稍夜の子刻頃とも覺しき頃散々と火の光見えたりしが忽ち消し故彌々心を鎮めて窺ひたれば莫の火にや有けん折々見えては消るにぞ是は曲者に疑ひなしと直に供の者を使に遣し奉行所に通じければ直撥捕方の者駈來りしが未夜は明ざるに付四方へ手配りをなし山同心をも借集て取巻せ夜明方に原田平左衛門始踏込見るに夜具も駈かに着て二人眠り居る故是程の騒ぎを知らざるは餘程の寢惚なるか腰が抜たるかと同心上意と聲懸飛掛つて捕るに驚き漸々目を覺しけるを矢庭に二人とも生捕引立しは心地よくこそ見えたりけり

第七回

依て二人とも入牢申付られしが吉原に在し手負の平四郎は四日目に相果し故檢視を遣し死骸は小塚原へ捨てば旨申渡されけれ共内々松葉屋より葬りけるとかや

然程に上野中堂に於て召捕たる曲者二人を引出し調べられしに瀬川が申立し人相并に疵所等迄相違なき故大岡殿曲者に對はれ其方ども上野中堂の縁の下に隠住事何故なるや有體に申立よと有に兩人共一言の返答も出來難き有様にて俯伏居るを重ねて其方共夜中廣小路醫師道達方へ押込双物を以て威し療治致させ上野に匿れ住は身に暗き處有故ならずや白狀せず共此科に因て首はなきものと心得よ因ては南都以來の舊惡残らず白狀致せ左もなき時は嚴敷拷問申付る苦痛致すは死する身に擔なるべしと申さるゝに源八佐七の兩人首を上我々は上方者にて御當地に知人もなく止事を得ず御山内に住居仕つり候と申立るを大岡殿呵々と笑はれ白痴め知人なしとて宿屋もあり汝等が罪は明白に知れて居るぞ江尻に於て小野田幸之進を殺し四百五十兩の金其外金銀衣類大小を奪ひ取たる事松葉屋の二階にて平四郎手負ながら白狀に及び殊に源八は本人なりと申たりサア未練らしく隠すなと申されしかば兩人共一言の答へもなく居たりしかば大岡殿詞を和らげられ能々承まはれ只今も申通り其方共の大罪は知れて有共白狀せぬ中は御仕置申付ざる事法令なり因て只今より拷問申付る夫より潔よく白狀して最後を清くせよ假にも帶刀せし者は夫丈に名を潔く致せと云れけるに源八は覺悟をせし様子にて仰の如く我々白狀致すべし先第一は南都に於て大森通仙娘お高に戀慕致し戀の叶はぬ意趣に鹿を殺し通仙の家の前へ置しにより通仙は奈良を追拂はれ京都に住居の時留守宅へ忍び入衣類を奪ひ取大津へ立越賭博を打佐七平四郎と兄弟分になり上方より東海道を稼折々は江戸へも立出候處尼ヶ崎家中の侍士金用にて出立と馬士の咄を耳に狹み神奈川より付て參り江尻に於て其侍士を切殺し金銀諸品奪ひ取候と申立ければ潔よき白狀神妙

なり又幸之進を殺せしは誰にて馬士を殺たるは誰なるやと尋られしに幸之進を殺たるは私しにて馬士を殺し候は平四郎なりと申故シテ松葉屋へ金を預けんとせしは如何なる故ぞと有に源八其儀は私し共を確實に見せ置松葉屋の案内大方見定め候間同家の金銀奪取ん爲故と金子を預け候と一々白狀に及びしかば是にて落着致し五月九日吉原町引合の者并に尼ヶ崎の城主松平純殿頭留守居等残らず呼出され大岡殿右留守居に對はれ先年江尻宿に於て松平純殿頭家來小野田幸之進と申者盜賊に切害せられ金銀を奪取れたる由今度其盜賊取押へし處右殘金有之と雖も其節屈出之なきに付公儀へ御取上に相成間其段心得られよと申渡され留守居は恐入畏まり奉つると云て立歸る次に瀬川と呼ばれ其方儀夫にて承まはれとて源八佐七兩都以來の事共今一應申立よと云れし時兩人委細白狀なせしかば各々大いに驚き感じける時に瀬川は謹んで膝を進め扱は源八こそ親夫の敵にて有しを討止ざりし事口惜く候と申立るを大岡殿否々源八を殺せば事故明白に解らず源八存命故に委細分りしなり殊に少々にても疵を付たれば敵を討しも同前知れ難き悪人共我手に入しは公儀への御奉公親の響のみならず本夫の敵まで討たるは忠孝貞と稱ひし烈婦と云べし吉原町始りしより以降斯る遊女有べからずと賞美ありしかば瀬川は云も更なり抱へ主松葉屋迄も面目を施し其外聞居たる公事訴訟人迄感せぬ者ぞ無りける扱又源八は打首の上獄門佐七は遠島申渡されしとぞ

第 八 回

此時大岡殿松葉屋半左衛門と呼ばれ其方存せぬ事とは申ながら盜人の金を預りしは不届なり又瀬川事遊女率公御免仰付らるゝ同瀬川の身の代金は只今より後の所存たるべし尙又存 宥有やと尋らるゝに半左衛門謹んで首を上敵討仕つり候程の孝心なる瀬川何とて勤をさせ置候はんや殊更渠等白狀の趣きにては私し方へ押入盗み致す所存の由盜難を遁れ候も全く瀬川の働きに候へば然のみ損も之なく且又私し抱への遊女敵討仕つりしと申事外聞も宜しく旁々以て一向

に申分御座なく候と申により神妙なりと有て盜賊より預りし金四百兩は取上の上宮澤町金七淨璃語君大夫へ渡され其方共瀬川親子の者を世話致し候段奇特なり瀬川事討難き響を討其手筋にて科人相知れ其身の本望公邊への御奉公神妙に思召幸之進取れ候金子の中四百兩相残り候に付瀬川へ下さるゝ間母諸共流浪致さぬ様取計らひ遣せと申渡され皆々有難き旨之を申喜悦勇みて下りけり依て瀬川が評判江戸中鳴渡り諸方より貰はんと云者數多あれ共當人は是を承引かず今迄の難澁とても世に云苦勞性なるべし遁世して父と夫の後を申ふこそ誠の安樂成んとして歸隱院の弟子となり剃髮染衣に狀を變名を自貞と改め淺草今戸に庵を結び再法庵と號し母諸共に行ひ濟し安く浮世を過せしとかや庵の壁に種々の和歌ありけるが其中に

いけ水に夜なく影は映れども水もにごらず月もけがさず

其次三代目の瀬川も名高き遊女成しが丁字屋の雛鶴とは當々心安かりしに身請せられし時の文に

承まはり候へば此邸の火宅を今日しも御放れ候て涼しき方へ御根引の花珍敷新枕御表敷は物かは殊に殿には木
 そもじ様は土陰陽を起し陽は養にして一生養ふを云卦の表萬人の養育萬人にかしづかれ給ふと御頼母しくも愛
 度鳥占ひ參らせ候あなかしこ

松 瀬 より

丁 雛 様 御もとへ

其後寛政の頃三代目の瀬川は或大將侯の留守居に身請せられしが其人主人の金を遣ひ過し閉門申付けられしに瀬川は隙を見て遁亡しければ彼の留守居は瀬川故に難を受しに瀬川は我を捨て遁しこそ遺恨なれと自殺して死せしとぞ又瀬川は年頃云交せし男と連副しに何時となく神氣狂ひ左右の小鬘に角の如き痛出来し故人々彼の留守居の執念にてや有んと云しが何時しか人の見ぬ間に井戸へ身を投空敷なりたりけり案するに鬼女の如き面體になりしを取て死にけるか

但亂心たむしにや一人は末まへに名を上一人は末まへに名を穢けがせりと世に風聞かざせしとなん